

A1 山並み部地域の景観形成

A1 山並み部地域の景観形成方針

表A1.1.1 景観形成の指針【自然景観の保全、都市との共生・調和】

1	六甲山地・長尾山地の山並みや北部地域の山地を保全する。
2	互いの山並みを眺望できる空間や緑と親しめる場をつくる。
3	現存する樹林地などは、良好な植生を保全する。

A1.2 山並み部地域の景観形成基準

表A1.2.1 景観形成基準【建築物の建築等】

項目	基準
屋根及び外壁の色彩	1 外壁、屋根など外観に使用する材料は、自然素材を用いる。ただし、やむを得ず自然素材を用いない場合は、山並みの緑に調和した色彩とする。
	2 外壁色の色相は、できる限りYR系をベース色とする。
敷地の緑化	1 敷地内の既存樹木は保全する。ただし、やむを得ず既存樹木を保全できない場合は、可能な限り敷地内に移植し、伐採は必要最小限とする。
	2 敷地内には、可能な限り植栽・補植を行う。ただし、植樹は既存の植生に配慮した樹種を選定する。

表A1.2.2 景観形成基準【建築物の修繕等】

項目	基準
屋根及び外壁の色彩	表A1.2.1 景観形成基準【建築物の建築等】の屋根及び外壁の色彩に準じる。
敷地の緑化	表A1.2.1 景観形成基準【建築物の建築等】の敷地の緑化に準じる。

表A1.2.3 景観形成基準【工作物の建設等】

項目	基準
擁壁の構造や位置	敷地内には擁壁を設けない。ただし、やむを得ず擁壁を設置する場合は、その前面に植栽帯を設けて植栽する。

表A1.2.4 景観形成基準【開発行為、土地の形質の変更】

項目	基準
開発、造成の計画	現状の地形を保全する。ただし、やむを得ず地形の改変を行う場合は、必要最小限とし、擁壁や法面をつくらない。
木竹の植栽又は伐採	1 開発事業区域内の既存樹林・既存樹木は保全する。ただし、やむを得ず既存樹林・既存樹木を保全できない場合は、可能な限り敷地内に移植し、伐採は必要最小限とする。
	2 敷地内は、可能な限り植栽・補植を行う。ただし、植樹は既存の植生に配慮した樹種を選定する。